

令和4年第5回久万高原町議会定例会

令和4年9月7日

○議事日程

令和4年9月7日午前9時30分開議

- 日程第1 議案第58号 久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第59号 久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第60号 久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 令和3年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第62号 令和3年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第63号 令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について
- 日程第7 議案第64号 令和3年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 議案第65号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第66号 令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第67号 令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第68号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第69号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第70号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第71号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第72号 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第73号 久万高原町教育委員会委員の任命について
- 日程第17 報告第18号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

日程第18 報告第19号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について

日程第19 報告第20号 令和3年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告
について

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	阪本雅彦	2番	玉井春鬼
3番	光田優	4番	瀧野志
5番	田村昭子	6番	熊代祐己
7番	高橋誠	8番	森博
9番	岡部史夫	10番	大原貴明
11番	大野良子	12番	西山清一
13番	高橋末廣		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	西村哲也
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
会計管理者	釣井好春	病院事業等統括事務長	渡部定明
教育委員会事務局長	中川茂俊	消防本部消防長	大野秋義
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局 長 篠崎 慶太

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、議案第58号「久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第58号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第2、議案第59号「久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 育児休業等に関する条例の、いい方向への改正ということなんですけれども、別途、育児・介護休業法というのがございます。御存じかと思いますが、この上位法といいましょうか、その法律をさらに補完するものというふうに理解してよろしいですか。それとも、別途、独自のものなんでしょうか。

御説明をお願いします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

近年では、育児それから介護等に関しましての職員の休業等に関しましては、かなり積極的に取得するように、それぞれの例規等を改正されてきておるところでございます。

今回につきましても、国家公務員におきます出産、それから妊娠、育児等の仕事の充実支援のために、措置が講じられたということで、そういった規定も改正されたために、それに準じまして、今回、改正をさせていただくものというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私がお聞きしたいのは、育児・介護休業法、それと別途のものなのか、あるいは補完するものなのかということをお聞きしているので、その点、分かりやすく説明願いたいと思います。

議 長 暫時休憩いたします。 (午前9時36分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前9時40分)

(木下総務課長を指名)

木下課長 失礼いたしました。

岡部議員の質疑にお答えいたします。

岡部議員の言われます育児・介護休業法につきましては、広く社会、日本国

全般に対してのそういう適用する法律ということで、いうなれば、下部の法律にはなると思いますが、地方公務員につきましては、地方公務員の育児休業法等に関する法律というのがございます。

これにつきましての、今回、国家公務員の育児休業等に関する法令の、法律の改正に伴って、地方公務員法も合わせて改正されたものと理解いたしますけれども、これに基づきまして、今回、条例を改正するというものでございますので、直接的に育児・介護休業法に関して、今回、改正するものではないということにはなりますので、それが補完という言葉になるかどうかは言いにくいところではございますけれども、内容的には、そういうふうな内容になっております。

以上でございます。

議 長 岡部議員、よろしいでしょうか。
そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第59号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第59号「久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第3、議案第60号「久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第60号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号「久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

お諮りします。

日程第4、議案第61号「令和3年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第7、議案第64号「令和3年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」までの4件は、関連がありますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号から議案第64号までの4件は、一括議題と決定しました。

議案第61号「令和3年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第64号「令和3年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」までの4件を一括議題といたします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

(釣井会計管理者を指名)

釣井会計
管 理 者

議案第61号「令和3年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、歳入歳出決算につきましては、地方自治法第23

3条第3項の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付することとなっております。今年度も、一般会計及び特別会計の決算書を審査していただきましたので、その審査意見の概要を報告し、議案の説明とさせていただきます。

それでは、「令和3年度久万高原町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」の1ページをお願いいたします。

審査の概要でございますが、1. 審査の対象は、令和3年度久万高原町一般会計と10の特別会計です。

2. 審査の期間は、令和4年8月4日から8月17日までのうち4日間となっております。

3. 審査の方法ですが、全ての計数は正確であるか。予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。会計事務は関係法規に基づき、合法かつ適切に処理されているか。財産の管理は適切になされているか、などの諸点に主眼を置き、照合、検証、また関係職員からの聞き取り等により、審査していただきました。

2ページ、3ページに、審査結果及び審査意見をいただいております。

それでは、2ページ4行目からになりますが、令和3年度の一般会計の決算総額は、歳入、115億721万円。歳出、105億756万円。形式収支、9億9,964万円。実質収支、8億2,286万円の黒字となっております。

昨年度と比較しますと、歳入総額は、3億2,307万円、率にして2.9%の増加。歳出総額は、12行目になりますが、昨年度と比較しまして、3億5,268万円の増、率にしまして、3.5%の増となっております。

下から3行目をお願いいたします。

普通会計の主要な財政指数では、3カ年平均の財政力指数が0.191、計上収支比率は、81.7%で、4.7ポイントの減。公債費負担比率は、10.6%で、0.2ポイントの増。実質公債費比率は、10.4%で、0.7ポイントの減となっております。

将来負担比率は、ゼロ%を下回り、平成28年度から該当はなく、国の指標においては、健全な状況です。

続きまして、3ページをお願いいたします。

6月会計全10会計の全体総額は、歳入39億1,092万円、歳出36億4,569万円、形式収支2億6,522万円、実質収支2億4,652万円と、各会計とも黒字の決算となっております。

審査の結果、関係諸帳簿及び証書類と複合しており、係数は正確で、会計事務及び財産管理についても、久万高原町財務規則に準拠しており、適切に処理されているものと認めていただきました。

また、事務処理手続においても、おおむね適正に行われているものと認めていただきましたが、総括として次のような御指摘をいただいております。

7行目からになりますが、決算から見た事業効果について、十分な検証を行い、今後の方向性を明らかにした上で、各種事業の計画的な推進と、適切な執行管理に努められたい。

人口減少に伴い、減少傾向にあるが、貴重な自主財源確保のため、引き続き収納対策の努力を望む。

地方を取り巻く現状は、人口減少や少子高齢化のみならず、新たな行政需要も加わり、厳しい環境となっており、関係経費の増大など、課題が多い。

行財政改革による歳出抑制が進まない中で、安易な財政調整基金の取り崩しは、将来不安を惹起させることから、常に施策の検証を行い、歳出の抑制と歳入の確保に努め、健全で安定した町政運営に努めることを強く望む。

コロナ禍後においては、町の経済が衰退しないような対策を練り、町民の安心・安全が確保されるまちづくりに取り組むことを期待する、との御意見をいただいております。

4ページからは、決算の概要等を記載しております。また、年度別の決算状況も比較した、令和3年度決算説明資料を添付しておりますので、後ほどお目通しをください。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部統括事務長 議案第62号「令和3年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」。

令和3年度久万高原町立病院事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 久万高原町長。

提案理由でございますが、病院事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

今年度も、決算について審査していただきましたので、その審査意見の概要について御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただきまして、令和3年度久万高原町立病院事業会計決算審査意見書の1ページをお願いします。

審査の概要でございますが、1. 審査の対象は、令和3年度久万高原町立病院事業会計決算で、事業収益、9億6,093万8,170円、事業費用、10億1,342万816円、差引き、マイナス5,248万2,646円となっております。

2. 審査の期間は、令和4年8月8日の1日間です。

3. 審査の方法については、1、地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2、決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3、会計処理は適法な手続により行われているか、などに重点を置いて、決算諸表、関係諸帳簿、及び証書類について照査し、説明を聴取して審査をいただきました。

2ページ目に、審査結果及び審査意見をいただいております。

審査結果及び審査意見でございますが、下から5行目、審査した結果、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理されているとお認めいただきました。

しかしながら、医療従事者の不足により、病床を制限せざるを得ない状況については、速やかな対応を求めたい。

また、上浮穴診療圏における中核病院として、院内診療と共に、在宅診療、訪問看護、介護福祉施設等との連携による地域の包括的医療の推進に努めることが求められており、経営改善の努力は見受けられるが、医師及び看護師等の医療従事者確保に努め、町の基幹病院として、地域に愛され、信頼される病院を目指して、健全な病院経営を強く望むものである、との意見をいただきました。

た。

3 ページから 5 ページは、決算の概要等を記載いただいております。

また、決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、議案第 6 3 号「令和 3 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について」。

令和 3 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算を、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出、久万高原町長。

提案理由でございますが、老人保健施設事業会計の決算につきましては、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

今年度の決算について審査していただきましたので、その審査意見の概要を御報告申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

それでは、ページをめくっていただき、令和 3 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算審査意見書の 1 ページをお願いいたします。

審査の概要でございますが、1. 審査の対象は、令和 3 年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算で、事業収入、3 億 1, 8 8 2 万 5, 2 7 1 円、事業費用、2 億 8, 4 9 6 万 8, 4 4 0 円、差引き、3, 3 8 5 万 6, 8 3 1 円となっております。

2. 審査の期間は、令和 4 年 8 月 8 日の 1 日間です。

3. 審査の方法ですが、1、地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2、決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3、会計処理は、適法な手続により行われているか、などに重点を置き、決算諸表、関係諸帳簿、及び証書類について照査し、説明を聴取して審査をいただきました。

2 ページ目に、審査結果及び審査意見をいただいております。

審査結果及び審査意見でございますが、下から 5 行目、審査した結果、この決算は関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営についても適正に執行されているとお認めいただきました。

令和 3 年度も、入所は満床状態であり、通所利用者の増加に僅かな改善の余地はあるが、現状では、さらなる運営事業収益は困難な状況となっている。

また、施設の各箇所は老朽化により、修繕等の維持管理、安全・安心への対策等に費用を要しているが、一方では、新型コロナウイルス対策など、新たな経費負担もあり、計画的な施設の管理運用が望まれる。

今後は、本施設の設置目的に沿った経営の在り方を検討し、介護及び機能訓練、その他必要な医療等を提供し、住民ニーズに寄り添った施設運営に努力していただきたいとの意見をいただきました。

3ページから5ページには、決算の概要等を記載いただいております。

また、決算書を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案の説明を終わります。

議長

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長

議案第64号「令和3年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」
令和3年度久万高原町簡易水道事業会計決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出 久万高原町長。

提案理由ですが、簡易水道事業会計決算については、地方公営企業法の定めにより、毎年度、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付することとなっております。

本年度の決算について審査していただきましたので、審査意見の概要を御報告申し上げ、議案説明とさせていただきます。

それでは、令和3年度久万高原町簡易水道事業会計決算審査意見書の1ページをお願いいたします。

第1、審査の概要。

審査の対象は、令和3年度久万高原町簡易水道事業会計決算で、事業収益、3億6,893万8,250円、事業費用、3億8,815万9,113円、差引きマイナス1,922万863円となっております。

2. 審査の期間は、令和4年8月8日の1日間です。

3. 審査の方法については、1、地方公営企業法等関係法令に基づいて運営されているか。2、決算報告書及び財務諸表は適正に表示されているか。3、

関係処理は、適法な手続により行われているか、などに重点をおき、決算諸表、関係諸帳簿、証書類について、照査、聴取、審査をいただきました。

2 ページをお願いします。

第2、審査結果及び審査意見。

監査委員の審査結果及び審査意見をいただいております。

下から7行目です。

審査した結果、本決算は、関係諸帳簿と符合し、計数も正確に処理され、事業運営においても、適切に処理されているとお認めいただきました。

簡易水道事業の施設は、全体で68施設あり、本年度も施設の老朽化に伴う施設改修工事を実施しており、今後とも、経営の効率化、健全化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新と、地元が管理する施設の維持管理に努め、利用者に安心・安全な水の安定提供を図れるよう努められたい。

また、水道料金の収入未済額については、引き続き他部署と連携しながら、徴収率向上に努められたいとの意見をいただきました。

3 ページからは、決算概要等が記載されております。また、決算書を添付しておりますので、後ほど、お目通しください。

以上で、説明を終わります。

議長 各議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、それぞれの議案につきまして、総括的な質疑を行いたいと思います。

まず、議案第61号「令和3年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

議長 続きまして、議案第62号「令和3年度久万高原町立病院事業会計決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第63号「令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 続きまして、議案第64号「令和3年度久万高原町簡易水道事業会計決算の認定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号から議案第64号までの、令和3年度決算認定4件については、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号から議案第64号までの令和3年度決算認定4件

については、7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、久万高原町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員の選任については、議長が指名することに決定しました。

それでは、決算特別委員会の委員の選任は、事務局長に朗読させます。

(篠崎事務局長を指名)

篠崎局長 朗読いたします。

光田 優議員、瀧野 志議員、熊代祐己議員、高橋 誠議員、森 博議員、大野良子議員、西山清一議員、以上7名でございます。

議長 休憩中に委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

委員会は、年長議員が臨時に委員長職務を行ってください。

ここでしばらく休憩いたします。(午前10時06分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(午前10時08分)

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に瀧野 志議員、副委員長に光田 優議員が互選されましたので、御報告いたします。

なお、本委員会は閉会中に審査し、次の定例会に委員長報告をお願いいたします。

議長 日程第8、議案第65号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（木下総務課長を指名）

木下課長 議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

（2款1項目）

（2款3項目）

（3款1項目）

（4款1項目）

（6款1項目）

（6款2項目）

（7款1項目）

（8款2項目）

（8款3項目）

（8款4項目）

（9款1項目）

（10款2項目）

（10款3項目）

（10款4項目）

（10款5項目）

（10款6項目）

（11款1項目）

（11款2項目）

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 総務費の、サービスステーション過疎地域における燃料供給拠点の維持確保に向けた計画策定と。これに関連する費用の計上がなされています。
今回、この計画を策定するというのは、令和2年度でということなんですけれども、この委託業者というものについては、どのような業者を想定されているのか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。
今回、補正でSS過疎地対策とするところで、計画の策定費用を捻出させていただいております。
この業者につきましては、今までこの事業に取り組んできております市町の状況等も参考にいたしますし、また本町の実績、それから指名願いも提出されておる業者等、それぞれ、その中で検討いたしまして、決定をさせていただくということで考えておるところでございます。
以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の事業は、サービスステーションがなくなって以来、懸案であったそれぞれの地域では、大変喜ばしいことかと、期待もしているところだと思います。
そういった意味で、地域の声をいかに拾い上げていくのかなという部分が、非常に大事ななと思っております。
今の業者の問題も含めて、あと審議会あたりも予定されているのかなと思う

んですけれども、もう9月ですが、令和4年度で計画策定が果たして可能なのかどうか、お伺いをいたします。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

この事業につきましては、それぞれ歳入のところでも御説明させていただきましたけれども、関連団体からの補助金的なものもいただきまして、やっておる事業でございます。

なお、この補助金の事業年度につきましては、令和4年度で使用することが原則となっておりますので、取り急ぎ、それぞれ事業実施に向けて、急いで取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ということは、大体、大まかに、水面下でいろんな、今後の町としての考え方、取組姿勢、そういったものも取り組んでいるのかなというふうに考えます。

そうしないと、なかなか間に合わなくて、計画そのものが単なる計画に過ぎないような形で、実態にそぐわないことにならないように、ぜひそこら辺りを気をつけていただきたいと思いますけれども。

この整備事業が、上限1億という大きな事業でございますけれども、これは当然、令和4年度に計画策定を完結し、令和5年度中に完了と、そういうスケジュール、予定なのか、そこもお聞きしたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

この計画につきましては、先の全員協議会でも御説明させていただきましたけれども、地域の実情、それから実態、また今後のガソリン等の使用状況等も

踏まえまして、どのような対策が、一番本町に対して、SS過疎地の対策について、合っているかというようなところを探るものだというふうに認識をいたしております。

この計画を策定いたしますと、議員も言われましたとおり、ハード事業にも取り組むことができるというものでもございますけれども、ただこの計画策定の中で、どのようなことが、本町に対して一番適した計画で、事業実施が適正化というようなことも、探っていくかということになりますので、なかなか令和5年度でハード事業の整備というところまでは、現在、申し上げにくいかというふうに考えております。

以上です。

議長

よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

直接、議案とは関係ありませんが、森林環境税、森林環境譲与税について、林業戦略課に対して、質疑を行いたいというふうに思います。

森林環境税は、令和6年から個人住民税均等割の枠組みを用いまして、国税として、年額1,000円を市町村が賦課徴収することになっております。

また、森林環境譲与税は、2019年から前倒しで市町村、県に譲与されてきたというふうに思います。

この森林環境税をいただいて、久万林業が変わっていくべきだと思いますが、森林組合、久万の林業がどのような恩恵を受けているのか、またこれから久万の林業がどう変わっていくのか、答弁をいただきたいと思います。

議長

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、令和2年度は1億4,989万1,000

円。令和3年度におきましても、1億4,982万3,000円、国のほうから譲与されております。

令和4年度と5年度につきましては、1億9,383万3,000円を譲与されるという予定でございます。

この使途につきましては、久万高原町におきましては、全額積み立てることなく、事業に充当しております。愛媛県内でも、久万高原町だけということになってございます。

その内容につきましては、林業経営支援事業におきまして、一般の自伐林家等に対しまして、林業機械の補助を行っております。また、自伐林家の支援事業ということで、就業支援とか、そういったことに、財源として充てております。主に、担い手の育成、それから森林整備等につきまして、財源を充当して、林業の振興に充てているところでございます。

多くが、そういった林業関係の担い手育成、また森林整備に財源を充てている関係で、林業事業体、認定事業体以外の2林業事業体、それから個人林家の方が、経費的に大変、そういったところで助成しているところでありますので、経営的には大変、支援されているのではないかというふうに思っております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 詳しく説明いただきましたが、できたら簡潔に答弁いただけたらと思います。本件は、畑野川で起きた国土調査の件について、質疑をさせていただきます。国土調査については、総務課、それから住民課、担当の……

議 長 すみません。暫時休憩いたします。 (午前10時25分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時58分)
質疑を続けます。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 どうも誤解を、皆さんがされておったようですが、私は前向きに、この問題を解決しようという考えで質疑をさせていただきました。

いろいろな問題が起きたときの調査。調査については、今までは森林組合がしよったんやね。今はどこがしよんですか。

議長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

境界の錯誤につきましては、基本的には、森林組合が補助申請の窓口になっておりますので、相談は、森林組合のほうに相談をされるというふうに理解しております。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 調査は、それじゃあ森林組合ということで、確かなんですね。

今回の問題、先ほど申しましたように、総務課と住民課、林業課が全く顔が見えないなということで、何とかしてこの問題は解決しなければいけないと。議会も一体となって、このことについては、取り組まないかと。特別の全協も開いて、ほでこの問題について、模索をしたけれども、さあどうするのか。結果が全く見えてなかった、ということで岡部議員の一般質問の中でも、なかなか解決しないなど。私も何とかする方法を提案したらいいなということで、質疑をさせていただきました。

今後においても、不在地主であったり、こういった問題は起きると思うんですね。そのときに、住民課と総務課だけで解決できるか。調査するのが、森林組合なら森林組合も絡んで、それで林業課も絡んで、もともと境というのとはどういうものなのか。全協のときにも言わせてもらいましたが、私は正しいこ

とは一つしかない。間違いがあるのであれば、たださないかん。それじゃあ、その予算をどうするのか。そんな問題からいうて、行政だけではいかんので、我々議会も、共に解決する方向を見出さないかん。その点を提案させてもらったらいいなということで、私は今日は質疑をさせてもらいました。

そういった、全体でこういうことについて、示して、今後については、こういう問題が起きたら、こういうふうに解決していくよ。それはやるべきじゃないですか。林業課としては、どう思いますか。

議長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

こういった境界の錯誤につきましては、非常に、今回、大きく錯誤していたという状況がございます。初めてのケースかなというふうに思っておりますので。

そこで、今回、関係各課と連携しながら、この問題に対処していくという方針でございますので、そこで今後の出てくる課題についても、対処して、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 臨時の全員協議会で、いろんな問題が出てきて、我々も行政と一緒にあって、この問題、大変だなと。何とか解決せないかんというふうに考えてきましたが、一向に前を向いて進む様子もなかった。

担当課長、林業課長が答弁したように、これは全体で早く解決せないかんし、結構聞いてみたら、時間がたつと。早急に解決せないかん。それぞれの担当課だけでは、解決できん。

これ全部、もうちょっと簡単にやろうと思いましたが。

そういうことで、質疑をさせてもろたわけ。その辺について、どこが主になって、こういう問題起きたときには、どういうふうな解決をするのか、その点だけ答弁をいただいて、終わります。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えしたいというふうに思います。

先ほど、担当課長も申しましたように、既に今回の事案を受けて、今後、このようなことが起きたときに、今回のような対応ではなくして、しっかりとした対応をしていくための、林業サイドでの手続のあたりを、至急、調べてくれ、というようなことも伝えておりますし、それから国調のほうで、どういうふうに今後、修正していくかといったところも含めて、総合的な対応が必要になってくると思います。

そのためには、やはり総括課である総務課ももちろんですけども、私の位置づけというところも、非常に大事になってくるというふうに思いますので、そこは連携する上では、連携のかなめになる部分を、私も認識をしておりますので、そういったことで各課連携して対応していきたいと思います。

この件については、これに限らず、今、行政需要、行政課題というのは、非常に連携する部分が多うございますので、そのあたりはしっかり認識して、やっていきたいと思います。

議 長 瀧野議員、よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 衛生費の新型コロナウイルスのオミクロン株ワクチン接種に向けた体制整備というところで、お聞きをしたいと思っております。以前にもお聞きしたことがあるんですが。

感染は、いまだ町内でも感染者は連日出ております。そういった中で、関係職員、特に施設の職員ですね。福祉、介護も含めながら、施設の職員、正職員、パートを含めて、全員ワクチンを接種されているのか、その点をお伺いいたします。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

ワクチン接種の施設の職員につきましての、職員またパート職員へのワクチン接種のことにつきましては、十分把握ができておりませんが、当然、エッセンシャルワーカーといいますか、現場にいる職員でありますので、そこら辺は十分、周知をして、接種をしていただくような形で、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 十分、把握ができてないという答弁でしたけども、ワクチン接種については、共用するべきかそうでないべきか、いろんな議論があるわけですが、介護施設、福祉施設、そういったところはやっぱり、何らかの疾患も抱えておったり、そういったことで抵抗力も低いと。その中において、接触する職員等々については、最大限の感染を拡大しない、防護柵はとるべきであります。

今の保健福祉課長の、把握ができてないというようなことは、果たして施設の入所者、あるいは通所者の方々の命は守られるのかどうか。本当にこれでよろしいんでしょうか。副町長、お伺いします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

岡部議員がおっしゃるように、エッセンシャルワーカー、入所者であります

とか、利用者の方への最大限の感染対策というところのワクチン接種というのは、基本中の基本だろうというふうに思っております。

これは、福祉課長も同じでございますけれども、把握ができていないといえますか、個人的な理由で、どうしてもワクチン接種ができない方もいらっしゃるというふうに思います。

そういったところの配慮をした上での、把握が難しい面もあるというところではございますけれども、当然、私も各現場では、ワクチン接種は感染対策の最重要手段だというふうに認識もしておりますし、そういった形で、各役場の組織のほうには伝えておりますので、そういった形で対応はできているというふうに思っております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 当然の御答弁だと思っております。そういう中で、高齢者の方々が入っている施設に対して、福祉施設に入所されている方に対して、把握ができていないというのは、いろいろな表現があるにしてもですね、これは行政として、把握はできていないなんていう言葉は、言うべきではないですね。

ですから、もっと適切な表現を心がけていただきたいと思います。今後、把握に努めていただけますか。副町長。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

先ほども回答させていただきましたけれども、それぞれ個人的な理由もございますが、そこは十分配慮しながら、把握には努めていきたいというふうに思っています。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員

7款商工費のところ、質疑させていただきます。

白銀荘外壁調査業務委託料が計上されておりますが、当然、白銀荘の外壁がかなり劣化かなんかが見られるために、どの程度の工事が必要かということで、調査をされるんだと思います。

現在の状況と今後のどういった工事、補正なり、来年度予算で計上されていく流れになっているのかといったところ、教えていただけたらと思います。

議 長

(木下総務課長を指名)

木下課長

森議員の質疑にお答えいたします。

本年度、今回予定しております調査につきましては、法に基づいて、ある程度の期間内に、必ず検査をしなければならないというふうになっておりますので、その対応というところで、今回、対応させていただくものでございます。

白銀荘のほかにも、何施設か予定をしておるところでございますので、申し添えます。

以上です。

議 長

(森 博議員を指名)

森 議員

わかりました。一応、大幅な劣化が見られるので、という原因ではないということで、規定の調査ということはわかりました。

白銀荘につきましては、周りの、今回、寄附をいただいて、アジサイ公園を整備するという事になっております。ハイランドパークみかわですかね、そのあたり一帯の管理となると思うんですが、聞くところによりますと、白銀荘の管理につきましては、町としては、指定管理の方向でいきたいんで、募集はするけれども、手を挙げる方、応募される方がいないということで、今の現状になっていると聞き及びます。

ということは、今後、今のところ、町がどんなことがあっても、修繕なり整

備をして、管理をしていかなければならないということだと思っておりますが、利用につきましては、ラリー大会でありますとか、というところで、年数回の利用のみというふうに聞いております。今後、そういったところで、管理費用、かなり必要になろうと思っておりますので、適切な利用を、ビジョンが今後どのように展開されていくのか、町のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 森議員の質疑にお答えします。

白銀荘につきましては、議員おっしゃられたとおり、指定管理に公募をしたところでございますが、指定管理の応募がないということで、現在、町が管理をしている状況でございます。

現在の使用状況につきましては、年10回程度の使用状況ということになっております。今後につきましては、ハイランドパークみかわも絡めての計画ということになりますので、町としましても、そういった施設の有効活用等も図りながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 ハイランドパークみかわで一体として、活用方法を検討していくということだったと思うんですが、先般、アジサイ公園のところ、寄附の関係で、私も現地を見させていただいたんですが、アジサイはきれいに咲いておりました。しかし、来客は、車1台、まばら、人が数人ただけで、状況でございます。

名前がハイランドパークみかわとなっておるんですが、そのハイランドパークみかわといった看板といいますか、そういったものも全然なく、全然知らない人が来たら、ここは何をやる場所なのかさえ、ちょっとわからないような状況というふうに感じました。

そういった、今も聞いたら、半分放置状態のような感じも受けますので、早急な対策をお願いしたらと思います。

議 長 (西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 森議員の質疑にお答えします。
今後、前向きに検討を進めさせていただいたらと思います。
以上です。

議 長 森議員、よろしいでしょうか。
そのほか、質疑ございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 8款土木費の遊具の件について、お伺いいたします。
遊具というのは、一般的に高額であると思います。今回も滑り台1台改修に160万円という、大きな予算がかかるわけですがけれども、遊具は適切な点検がなされなければ、大きな事故につながることも、結構報道もされておりますし、万が一壊れたら、このように改修、修理にも多額の経費がかかると思います。
現在、いろんなところを管理をしているところで、遊具を設置されておると思うんですけども、この点検については、どのような、誰の責任で、誰がどのような頻度で、現在、行っておるのかお伺いをいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 大原議員の質疑にお答えいたします。
遊具の点検、公営住宅の遊具の点検につきましては、専門業者のほうに、町のほうから依頼を行いまして、年に1回のペースで点検のほうを行っております。
以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 点検については、年1回ということでもわかりました。日常の管理、ここは役場がされているんですか。どのような形でしょうか。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

日常の草刈り等については、住宅の入居者の皆さんのほうにお願いしているところがございます。

以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 遊具を設置されておるところ、公営住宅周りだけじゃなくて、ほかにも児童公園何カ所かあると思うんですけれども、町内には、そういったところ、確かに草がぼうぼうになってあったりとか、結構、放置をされているようなところが散見される場合があります。

こういうところは、当然、利用頻度もほとんどないということだと思わずけれども、ここは当然、放置されていて、万が一使えば事故が起こるというような可能性もあると思います。

日常管理、自治会のほうにお任せしているのであれば、自治会のほうと相談して、利用頻度がとにかく少ないのであれば、例えば撤去して、地区の防災等々を置くとか、あるいは公営住宅の駐車場に転用するとか、こういうふうな有効的な活用方法をやって、経費の削減、事故の防止辺りに努めるような検討も必要かなと思うんですけれども、そういうような検討、担当課、町のほうではされているんですか。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

御提案のありました遊具を撤去をし、駐車場等の利用、また防災倉庫への利用ということですが、町のほうにも、現在までも駐車場不足という部分は、幾つかの住宅、団地等からも、御連絡もあったし、増やすことはできないのかというような問い合わせもございます。

今後、遊具施設を撤去し、その後の利用というところは、もう大原議員言われましたように、老朽化、損傷度が激しい。特に重要なのは、地域の皆さん、入居者の方に、まずは遊具の利用について、御意見を伺ってから話になると思うんですけども、今後、検討をしたいと考えております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 歳入のところで子育て世帯と臨時特別支援事業補助金3,030万と、結構大きな金額がありますけれども、支出のところで明記もございませんし、この3,030万は、本当に使うんでしょうか。御説明をお願いします。

議 長 暫時休憩いたします。 (午前11時20分)

(休 憩)

議 長 会議を再開いたします。 (午前11時26分)

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

令和3年度分の金額が、補助金分が確定しましたので、令和4年度になりま

して、その確定分に対して、国からの補助が入ってくるというような形になります。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 令和3年度の事業が確定したので、令和4年度で歳入を受け込んだと。

ということは、受け込んで、歳出は令和3年度の話ですか、それは。それはどういった手続がなされた結果、そういう形になっているんでしょうかね。年度間をまたぐときに。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

令和3年度につきましては、国からの補助が入ってこないということで、一般財源で対応させていただいております。

それから確定した金額に対しまして、国からの受入で、今回、歳入をするものでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 令和3年度は国費が入ってこなかったもので、一般財源で対応をしたと。令和3年度は、一般財源対応という決算書類がなされているはずですよ。とすれば、令和4年度の今回の補正であげた3,000万は、どういう会計処理がなされるんでしょうか。

そこ、簡単で構いません。明確にお答えください。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。
一般財源として取り扱う形になります。
以上でございます。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 議長も少し、うんと言われたと思いますけれども、そう詳しくない方が聞いても、今の答弁は全くわからない。
副町長、財政お詳しいですから、分かりやすく、今の保健福祉課長が説明した内容を、分かりやすく解説していただけませんか。

議長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えいたします。
子育て世帯等臨時特別支援事業費というのは、国が恐らく切れ目のない支援という形で、令和3年度にスタートした事業ですけれども、令和4年度にかけても、継続しての、国は支援でございました。
町のほうの予算としては、3年度分と4年度分を、会計年度の原則がありますので、分けて支出をするというところで、町のほうとしては3年度で実施はしておるけれども、国の予算措置は4年度にずれ込んだというふうに、私は認識をしております。推測しております。
そういったところで、3年度分については、町としては、町の財源で財源措置をしておりましたので、4年度に3年度分の補助金が入ってはまいりますけれども、過年度分の収入になりますので、町の財源としては、一般財源として受け込むという形になろうかと思えます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員　これは、過年度収入ということですか。ということは、収入は4年度で3,030万上がったけれども、4年度の歳出はないという、会計処理上、それは合法的な処理ですか。

議　長　（佐藤副町長を指名）

副町長　逆に、4年度の予算で、歳出のほうで、国からほかの分野でもですね、福祉関係とかの予算では、過年度でもらい過ぎていたら返す。あるいは、少なければいただくというような、そういう交付金の制度がございますので、それと同じように、これも国の予算と町の予算とのところで、合法的な処理というふうに私は解釈をしております。

議　長　（岡部史夫議員を指名）

岡部議員　会計年度を挟んだ中で、3年度に出した部分について、一般財源に対応した部分について、4年度に国の財政措置がなされて入ってきた収入を、過年度収入として受け込むということは、会計法上合法的ということに理解したんで、よろしいですか。

議　長　（佐藤副町長を指名）

副町長　国のほうが、今回の3,030万の予算措置を令和4年度でやっているか、令和3年度でやっているかということ、私もそこははっきりわかりませんが、確認はできておりませんが、先ほど、岡部議員がおっしゃったように、3年度の事業を4年度で受け込むということは、手続としては適正な処理ができていると認識しております。

議　長　よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長

日程第9、議案第66号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

これ、議案概要書の12ページの上段の、令和3年度久万高原町特別会計補正予算となっております。これは誤記ということだろうと思いますが。

それで、私がお聞きしたいのは、ここに保険税の減額とありますけれども、この保険税を算定する際の誤り算定があった場合、関係者に対して、どのような対応をされているのか、一般的な対応例をお聞きしたいと思います。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

誤り算定発覚と言いますか、ヒューマンエラーで、可能性としてはあるわけでございますけれども、発覚しました場合は、被保険者御本人に対して、説明を行わせていただくと同時に、更正通知のほうも、正式な文書で通知をさせていただくということで、真摯な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 実は、例年、毎月の保険税が2万とか2万5,000円とか、そういう方が、なぜか申告も普通にしているのに、5万円ぐらいとかいう、高額な通知を受けたということで連絡をして、今、課長が言われたように、後で調べたらなぜか違算があったということで、更正の手続、そして更正の連絡があったということでございます。

そういった場合の、役場からの対応というものが、全て電話対応で済まされているということ、様々な事例があると思うんですけども、税額を役場のミスで、更正通知を出すということについてもですね、真摯な対応をしなければ、本当に納税者からの信頼は得られるのかどうかということが心配されます。

ただでさえ税額、町税の税収がですね、わずかながらでも減額の傾向にある中で、こういったちょっとした対応が、納税者の理解を得られなくなるということにつながりかねないんで、こういったことをぜひ、課内でも、あるいは役場の中でも、徹底をしていただきたいと思います。副町長、そのあたりの見解をお願いします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

今、議案も説明をいただきましたけれども、事務的な対応だけではなくて、丁寧な説明と丁寧な対応、そういったところで、御納得いただけるようなところが一番基本だというふうに思いますので、これにつきましては、保険税ですけれども、全体でまた職員のほうには徹底したいというふうに思います。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長 日程第10、議案第67号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたい
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第67号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 お諮りします。
日程第11、議案第68号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」から、日程第15、議案第72号「久万高原町固定資産評価審査委
員会委員の選任について」までの5件は、関連がありますので一括議題とした
いと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第68号から議案第72号までの5件は、一括議題とする
ことに決定しました。

議長 議長 議案第68号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、議案第72号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの5件を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任でございますが、今、議長から提言ございまして、お認めいただきましたように、任期満了5人の方でございます。一括して申し上げますので、よろしく願いをいたします。

久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を、久万高原町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

人事案件でございます、お手元空欄でございますが、御記入をお願いいたします。

まず、お一方です。

久万高原町東明神甲1996番地、加藤博副氏です。生年月日は、昭和31年10月12日でございます。

加藤さん、令和2年6月から御活躍をさせていただいておりますが、引き続き選任したく、提案するものでございます。

お二方目です。

住所、久万高原町上畑野川甲742番地1、小倉明二氏。生年月日は、昭和35年1月23日でございます。

長らくお勤めいただきました名智清澄委員が任期満了につき、御退任されますから、その方にかわる選任でございます。

地域での信望も厚く、元農協課長職も務め、卓抜なる識見を有していることから、今回、委員として十分御活躍いただけるものと考えますので、新たに選任をいたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

続きまして、お三方目です。

久万高原町本組 8 3 9 番地、菅義彦氏。生年月日は、昭和 3 2 年 1 1 月 2 9 日でございます。

任期満了でございますが、引き続き、固定資産評価審査委員会委員として、御活躍をいただきたく、選任するものでございます。

よろしく願いいたします。

4 番目の方でございます。

久万高原町黒藤川 1 5 8 8 番地、田野典孝氏。生年月日は、昭和 2 3 年 8 月 2 5 日でございます。

同じく任期満了となりますが、引き続き、委員として御活躍をいただきたく、選任をするものでございます。

最後の方でございます。

久万高原町柳井川 1 6 7 0 番地、鶴井勝明氏。生年月日、昭和 3 3 年 1 1 月 1 7 日でございます。

現在の古川久直氏が、9 月末をもって任期満了で御退任でございます。かわりまして、地域での信望も厚く、一般財団法人の専務理事も務め、卓抜なる識見を有していることから、今後、委員会委員として、十分に御活躍をいただけるものと考え、今回、新たに選任いたしたく、提案をするものでございます。

どうぞ御審議、よろしく願いいたします。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は 1 件ずつ行います。

議案第 6 8 号について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第68号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第68号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者提案のとおり同意することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第69号について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第69号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者提案のとおり同意することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第70号について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
お諮りします。
議案第70号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第70号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 次に、議案第71号について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第71号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任
について」は、理事者提案のとおり同意することに決定しました。

議 長 次に、議案第72号について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第72号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第72号「久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、理事者提案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第16、議案第73号「久万高原町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 久万高原町教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を久万高原町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

令和4年9月6日提出 久万高原町長。

人事案件でございますので、住所、氏名等は空白で提出をしています。御記入をお願いいたします。

住所は、久万高原町仕出115番地、吉田知仁さん。生年月日は、昭和47年9月4日でございます。

提案の理由ですが、教育委員会委員の山内末男氏は、令和4年9月28日をもって任期満了となるため、その後任委員でございます。

吉田知仁氏は、人格高潔で、教育、学術及び文化に対して高い見識を有して

おり、教育委員会委員として適任でありますので、委員に任命したく、提案するものでございます。

御同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第73号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第73号「久万高原町教育委員会委員の任命について」は、理事者提案のとおり同意することに決定いたしました。

議 長 ここでお諮りをいたします。
昼食の時間ですが、時間を延長したいと思います、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、時間延長することに決定いたします。
会議を続けます。

議長 お諮りします。
日程第17、報告第18号「令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び日程第18、報告第19号「令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について」は、関連がありますので、一括報告にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、報告第18号及び報告第19号は、一括報告とすることに決定いたしました。

議長 報告第18号「令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び、報告第19号「令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について」を、一括報告いたします。
提出者の報告を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告は終わりました。
これより一括して質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号「令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び、報告第19号「令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について」を終わります。

議長 日程第19、報告第20号「令和3年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を議題といたします。

提出者の報告を求めます。

(中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 議案に基づき報告

議長 提出者の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第20号「令和3年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価報告について」を終わります。

議長 日程第20、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、9月16日の本会議に委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。(午後 0時06分)

なお、9月8日は、午前9時30分から総務文教厚生常任委員会、終了後に、産業建設常任委員会を、町民館2階議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いいたします。

また、9月16日は、午前9時30分から開会いたします。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員